

## モリパーク テニスガーデン 会員規約

### 第1条 (名称)

本施設は、モリパーク テニスガーデン(以下本施設という)と称します。

### 第2条 (目的)

本施設は、テニスの上達や心身の健康をサポートし、会員相互の親睦を図るとともにテニスの普及、発展に寄与することを目的とします。

### 第3条 (運営管理)

本施設は、株式会社テニスユニバース(以下運営者という)がその運営管理を行います。

### 第4条 (会員)

本施設の会員(以下「会員」という)は、本規約及びその他本施設が定める利用案内を遵守することに同意し、第6条に基づく入会手続きを完了した個人または法人を指します。会員は次の種類に区分されます。

1. スクール会員: テニスの上達を目的とし、曜日・時間帯が固定されたレッスンを受講する会員
2. クラブ会員: 登録する会員区分に応じてテニスコートの利用やイベント参加、会員相互の交流を目的とする会員
3. 会員は、以下のすべての条件を満たす必要があります。
  - (1) 本規約および諸規則を承諾された方
  - (2) 健康状態その他心身の状態が本施設の利用に支障のない方
  - (3) 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、かつ関係を有しない方
  - (4) 過去に除名・滞納等の不適当な事由がない方
  - (5) 運営者が会員として適当と認めた方
4. なお、入会手続きが完了した後であっても、前項の条件に反する事実が判明した場合、運営者は当該会員を退会させることができます。

### 第5条 (会員登録)

本施設を利用する場合、運営者が不要であると明示した場合を除き会員登録を行う必要があります。会員登録はホームページ上、または本施設まで所定の情報を入力し、本規約等を含む制約事項に同意した上で行うことができます。

### 第6条 (入会)

1. 本施設に入会を希望する個人または法人は、所定の手続きを行い、運営者が承認した時点で会員の資格を取得します。
2. 運営者はその裁量により、入会申込を承認し、または承認しないことができるものとし、承認しない場合にその理由は示さないものとします。
3. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申し込み手続きを行うものとします。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約の第27条(免責)についても同意していただきます。

### 第7条 (レンタルコートの利用)

1. 本施設のレンタルコートは個人・団体・法人への貸出を行うものとし、これを利用者と称します。
2. 利用者は、ホームページ上または電話にて所定の手続きを行うものとします。

### 第8条 (レンタルコートの利用時間・貸出品・料金について)

本施設が定める利用案内によるものとします。

### 第9条 (レンタルコートのキャンセル規定)

本施設が定める利用案内によるものとします。

### 第10条 (レンタルコート利用時の事故について)

1. 利用中の事故に関して、運営者は一切その責任を負わないものとします。
2. 利用中の私物の紛失、盗難等について運営者は一切その責任を負わないものとします。

### 第11条 (利用案内の遵守)

第7.8条に記載の会員および利用者は本規約および本施設が定める利用案内を遵守するものとします。

### 第12条 (会員資格)

第6条に定めた会員は本規約および会員の種別ごとに本施設が定める利用案内を確認した上でこれらを遵守することを承諾する方に限ります。

### 第13条 (諸届手続き)

会員が種別変更等を希望する場合、毎月19日までに所定の変更手続きを行う必要があります。この場合、翌月より種別を変更することができます。20日以降に行った手続きは翌々月からの変更となります。

#### 第14条（レベル判定・進級）

1. レベル判定は以下の方法で行います。
  - (1) 第4条スクール会員、エニタイム会員は、本施設を初めて利用する際、運営者が定める基準に基づいたテニスレベル判定を担当コーチが技術・理解度・運動能力・マナー・受講態度などを総合的に判断し、今後本施設を利用する際に受講できるレベルを指定します。
  - (2) レベル判定の結果は、本人または保護者に対し、口頭・書面・電子手段等を用いて適宜通知します。
  - (3) 本人または保護者によるレベル判定の結果への異議申し立ては受け付けないものとし、本施設の判断を尊重するものとします。
2. (進級について)
  - (1) 進級の判断は、会員の技術の習得状況・理解度・体力・マナー・受講態度などを総合的に評価し、個人の成長に応じて随時実施するものとします。
  - (2) 進級の時期は個人差があり、定期的または一律のタイミングでの実施は保証できません。
  - (3) 進級の判断は、担当コーチおよび運営責任者の協議をもって決定し、本人または保護者に対し、口頭・書面・電子手段等を用いて適宜通知します。
  - (4) 本人または保護者によるレベル判定の結果への異議申し立ては受け付けないものとし、本施設の判断を尊重するものとします。
  - (5) 進級に関して不明な点がある場合は、運営者は誠意を持って対応します。

#### 第15条（クラス移動）

1. 進級が決定した場合、会員はスクールが案内する新しいクラスへ移動するものとします。
2. やむを得ない事情により、案内されたクラスへの在籍が困難な場合は、本施設まで速やかに申し出ることとし、その後の対応について双方誠意を持って協議することとします。
3. レッスン編成の調整・レベルバランスの確保・施設運営上の都合等により、進級とは別にクラス移動をお願いすることがあります。

#### 第16条（入会金・月会費等の支払い）

- (1) 入会金・月会費・各種手数料および利用料等、運営者が定めた料金について該当する全ての会員に適用されます。
- (2) 会員は運営者の定めた方法で会費等を納めるものとします。
- (3) 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金・月会費・各種手数料および利用料等は、返還されません。
- (4) 入会金・月会費・利用料等を社会・経済情勢の変動を勘案して改定することがあります。入会金・月会費・利用料等を改定する場合には、改定月の1ヵ月前までに会員に告知します。
- (5) スクール会員およびクラブ会員は、月会費等を1ヶ月毎にクレジットカードにて支払うものとし、クレジットカードは入会時に登録するものとします。
- (6) レンタルコートの利用者は、予約時に定められた方法で利用料を都度支払うものとします。

#### 第17条（会員資格の譲渡禁止）

会員資格の譲渡はできません。

#### 第18条（変更事項の届出）

会員は、氏名・住所・連絡先等、入会時の所定手続き内容に変更のあった場合には速やかに変更後の内容をオンラインページ上で申告しなければなりません。

#### 第19条（退会）

会員が退会する場合、退会を希望する前月の19日までにフロントで手続きを行うものとし、この場合翌月末をもって退会できます。ただし月会費その他本施設に係る未納金がある場合は、手続きと合わせて未納金の完納をもって退会とします。

#### 第20条（休会）

本施設は休会制度は設けないこととします。

#### 第21条（再入会）

退会後の再入会に関する規則は、別に本施設が定めるものとします。

#### 第22条（会員証）

1. 運営者は入会手続きが完了した方に証明証もしくは、それに類する2次元コードを発行し、運用します。
  - (1) 会員が本施設を利用するときは、利用案内に定められた方法でチェックインを行います。本人（法人会員の場合は法人の構成員）以外使用できません。
  - (2) 会員は施設を利用する際に必ずチェックインを行い、忘れた場合は施設で定められた規定の手続きを取るものとします。
  - (3) 会員証を紛失した場合は、直ちに所定の手続きを速やかに行い、再発行の申請をするものとします。なお、再発行には所定の手数料を申し受けます。
  - (4) 会員が会員資格を喪失した場合は、会員証を直ちに返還するものとします。

#### 第23条 (ビジター)

1. クラブ会員は、会員以外の者をビジターとして原則1日3名まで同伴することができます。この場合、会員はその責任においてビジターに本規約および施設の諸規程を遵守させ、ビジターの行為に起因して生じた一切の損害について責任を負うものとします。
2. ビジターの利用に関する料金、利用可能時間、参加可能なプログラム等は、別途施設が定める利用案内に基づきます。
3. 施設は、混雑状況、天候、イベント実施その他の理由により、ビジターの入場や同伴を制限・拒否することができるものとします。
  - (1)ビジターは、施設利用にあたり本規約に準ずる義務を負うものとします。
  - (2)ビジターの入場制限に関する判断およびルールは、別途定めるものとします。

#### 第24条 (会員資格の喪失終了)

1. 会員は、次の一ついづれかに該当するとした場合には、その資格を失います。この場合、月会費等その他未納金がある場合、これらを直ちに完納しなければなりません。
  - (1)死亡及び除名
  - (2)退会
  - (3)除名
  - (4)会員に対し破産宣告があったとき
  - (5)法人会員につき、法人が解散または破産・会社更生・民事再生等の申し立てがあったとき
  - (6)有効期間のある会員種別において、有効期間が満了したとき
  - (7)本施設における運動が可能な健康状態その他心身の状態でなくなったとき
  - (8)その他本施設の会員として相応しくないと運営者が認めるとき
2. 運営者は、会員が次のいづれかに該当する場合は、除名およびまたは会員資格の一時停止をすることができます。処分は会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行った場合は後日これに関する書面を送付します。書面の通知については第29条に準ずるものとします。
  - (1)本施設の名譽を毀損し、信用を著しく毀損し、または秩序を乱す行為があったと認められたとき
  - (2)第条の遵守事項その他本規約あるいはクラブ施設諸規程に違反し本施設の会員として相応しくないと運営者が認めるとき
  - (3)月会費その他本クラブ施設に係る支払いを3ヶ月以上滞納したとき
  - (4)第4条各号のいづれかに該当しないことが判明したとき
  - (5)入会手続きに際して虚偽の申請をしたとき申込に際し虚偽の事実を申告し、またはその他本施設に虚偽の届け出を行ったことが判明したとき
  - (6)施設等を故意または重大な過失により破損したとき
  - (7)その他本施設の会員として相応しくないと運営者が認めるとき

#### 第25条 (施設の利用)

会員の施設利用時間及び利用方法については、別途運営者が定め、会員に通知します。

#### 第26条 (遵守事項)

会員は施設利用に際して次の各号の事項を遵守するものとし、違反した場合は運営者による本施設への入場禁止または退場の対象となること、更に、第16条より除名または会員資格の一時停止の対象となることがあります。

- (1)他の会員と協調性をもって行動すること
- (2)運営者の許可なく本施設内での商業行為・政治・宗教活動、またはこれに類する行為を行わないこと
- (3)運営者の許可なく本施設内での営業目的での写真撮影を行わないこと
- (4)酒気を帯びた状態や健康状態を害している状態等で本施設を利用しないこと
- (5)本施設内では係員の指示に従うこと
- (6)刃物などの危険物や発火・爆発の恐れのあるもの、動物を本施設内へ持ち込まないこと
- (7)本施設の施設・付帯設備・什器・備品等を持ち出し、または損壊しないこと
- (8)以下に定める行為を行わないこと
  - ①第三者に迷惑を及ぼす行為、又は不快感を与える行為
  - ②運営者が定めたカスタマーハラスメント方針に則り従業員に対する人格否定その他の暴言、威嚇、拘束、誹謗中傷、脅迫又は暴力行為
  - ③その他、本施設の秩序を乱す行為
- (9)その他、運営者が本施設の会員として相応しくないと認めて禁止する行為

#### 第27条 (個人情報の取り扱い)

運営者は、本施設の運営に伴い知り得た会員その他利用者の個人情報(以下「個人情報」という)については、別途定める「個人情報保護方針」に則り取り扱うものとします。なお、個人情報の利用目的は以下のとおりとします。

- (1)利用者に連絡を取る必要が生じた場合に連絡を行うこと
- (2)利用者の名簿管理等
- (3)本施設関連のイベント・新商品開発・キャンペーン等のご案内・ダイレクトメールの発送・またはこれらを電話・メール等でご案内すること
- (4)本施設のサービス・商品の改善のためのマーケット分析を行うこと(この場合、個人が特定されることはありません)

#### 第28条（施設休日及び利用の制限）

本施設の休館日は、別途運営者が定め会員に通知します。

運営者は、施設の改修及び特別の行事・その他の事情により、会員による施設の全部または一部の使用を制限することがあります。かかる利用の制限については、事前に会員へ告知します。

#### 第29条（施設の閉鎖等）

運営者は、天災地変・法令の制定改廃・行政指導・著しい社会情勢・経済情勢の変化・経営の都合その他やむを得ない事由が生じた場合に、合理的な予告期間を置いて本施設の全部または一部を閉鎖することができるものとし、それに属する会員はその資格を失うものとする。原則として未提供期間が生じないように営業終了日を通知するが、やむを得ず未提供期間が生じた場合には、その期間に相当する月会費について合理的な精算を行うこととする。

#### 第30条（免責）

会員は、自己の責任と負担において本施設を利用し、運営者は、その責に帰すべき事由によるものを除き、本施設の利用中もしくはその前後において発生した傷害、盗難等人的・物的事故についての一切の賠償責任は負いません。

#### 第31条（賠償責任保険）

1. スクールは、会員がスクールの施設およびサービスの利用中に発生した事故に備え、「施設賠償責任保険」に加入しています。これらの保険により、スクール側の管理上の過失または施設設備の瑕疵に起因して発生した事故については、保険契約の補償範囲内で治療費等を補償します。
2. 会員自身の不注意による怪我、または会員同士の過失や接触等により発生した事故・怪我については、スクールは一切の責任を負わないものとし、当該事故が施設運営や指導に直接起因しない限り、補償の対象外となります。
3. 補償の対象は保険会社が定める保険契約約款の範囲に限られます。
4. 保険適用を希望する場合は、事故発生日から30日以内に運営者に事故の報告を行うものとし、これを過ぎた場合は補償が受けられないことがあります。
5. 前項の報告後、事故発生日から1年以内に本施設から依頼する書類（治療明細書等）を提出しない場合も、補償の対象外となる場合があります。

#### 第32条（規約の改定）

本規約は民法第548条の2第1項に定める定約款に該当し、運営者は以下の場合に、運営者の裁量により本規約を変更することがあります。

- (1)本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (3)前項により、運営者が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに本施設内への掲示およびホームページへの掲載を以って通知したものとします。
- (4)変更後の本規約の効力発生日以降に、利用者が本サービスを利用したときは、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第33条（通知）

運営者が会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届け出のあった最新の住所宛に行い、発送をもって効力を有するものとし、不到達等の責を負いません。

#### 第34条（準拠法、裁判管轄）

本規約は準拠法を日本法とし、第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

株式会社テニスユニバース  
【2026年3月10日 制定】